

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋立用材の搬入の届出)

第2条 条例第4条又は第5条の規定による届出は、埋立用材搬入（変更）届出書（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出を要しない軽微な変更)

第3条 条例第5条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

条例第4条第3号に掲げる事項に係る変更（埋立用材の数量が減少するものに限る。）

条例第4条第4号に掲げる事項に係る変更（埋立用材を採取する場所の面積が減少するものに限る。）

(身分証明書)

第4条 条例第8条第2項の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

(公表の方法)

第5条 条例第11条の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

埋立用材搬入（変更）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所 氏名 印  
 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）第4条（第5条）の規定により、埋立用材の搬入について、次のとおり届け出ます。

当該埋立用材を使用する公有水面埋立事業の名称		
当該埋立用材の種類、用途及び数量	種類	
	用途	
	数量	
当該埋立用材を採取する場所の位置、区域及び面積	別紙（ ）のとおり。	
当該埋立用材を県内に搬入する予定日、経路及び方法	別紙（ ）のとおり。	
当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入の有無の確認のために行った調査の内容、当該埋立用材への特定外来生物の付着又は混入があったときの防除策について行った検討内容並びに防除の実施の有無及びその内容	調査の内容	別紙（ ）のとおり。
	防除策について行った検討内容	別紙（ ）のとおり。
	防除の実施の有無及びその内容	別紙（ ）のとおり。

	内容	
当該埋立用材を採取し、又は県内に搬入する施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地）	
条例第4条第6号の調査、検討及び防除を実施した施行者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地）	
当該埋立用材を県内に搬入した後に特定外来生物が付着又は混入していることが明らかになったときの防除策の概要	別紙（ ）のとおり。	

- 備考 1 印の項の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 印の別紙については、できる限り、当該埋立用材を採取する場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料を添付すること。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第2号様式（第4条関係）

（表）

第 号	身分証明書	8 センチメートル
	所属 職名 氏名	
<p>上記の者は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）第8条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">沖縄県知事 印</p>		
12センチメートル		

（裏）

<p>公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第8条 知事は、特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、その県内への搬入の前後にかかわらず、当該職員又は知事の指定した者に、当該埋立用材の所在する場所に立ち入り、当該埋立用材を調査させ、関係者に質問させ、又は調査のために必要な最小量に限り、当該埋立用材を無償で集取させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--